

処置請求に関する調査委員会規則（規則第百六号）中一部改正

処置請求に関する調査委員会規則（規則第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第二百七十八条の二第五項、第二百九十五条第五項若しくは第二百九十九条の七第一項若しくは第二項」、「第三百三条第二項」及び「第七条第七項」を削り、「基づく裁判所」を「基づき、裁判所若しくは裁判官」に、「の処置請求」を「から弁護士会又は連合会に対しなされる、弁護士である弁護士又は付添人について適当な処置をとるべきことの請求」に改める。

附 則

第一条第二項の改正規定は、令和六年一月十九日から施行し、令和五年十一月十五日から適用する。ただし、第一条第二項の改正規定中、裁判官に関する部分は、令和六年二月十五日から施行する。